

1. 件名：福島第一原子力発電所における眼の水晶体への線量等に係る面談
2. 日時：平成29年6月26日（月）13時30分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

菅生制度係長、牧係長

安全規制管理官（BWR）

岩永管理官補佐

原子力規制企画課

角谷係長、鈴木専門職、別所技術参与

放射線防護グループ

放射線対策・保障措置課

一瀬国際・放射線対策専門官

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当4名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、本年6月9日の面談を踏まえ、以下の説明があった。

平成29年6月9日の面談において、防護マスクの β 線の遮へい効果に関して「既にマスクの遮へい効果に関するデータ収集を実施しているところ」という報告があったことを受け、防護マスク及びそれにアクリルの防災面の遮へい効果について、暫定的ではあるが以下のような結果報告を受けた。

- ・ 防護マスクでは84.6%。防災面と防護マスクで94.6%の遮蔽効果がある。
 - ・ ただし、防災面は重く、視界が悪化し、汚染の恐れがあるため、現在は使用していない。
 - ・ 計測機器による計測結果に差があるため、最大の感度条件で、APDはガラスバッジの1.5倍に換算することを検討している。
 - ・ なお、7月7日に、原子力規制庁の調査チームが、フランジ型タンクの解体・保管現場での調査を予定していることから、その際の調査場所の現状について、説明を受けた。
- 原子力規制庁から以下の事項を求めた。
 - ・ 今後、作業員個人ごとの β 、 γ の線量記録の提出を求め、東京電力側で一括管理する場合の準備に必要な期間について、想定を教えて欲しい。
 - ・ また、データを収集している現場の現地調査を実施させていただきたい。

- ・東京電力として、本件についてどのように取り組むのか、経営層も含め明確に整理を進め、東京電力全体としての方針を示すことを求めた。

6. その他

配付資料：なし